

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会大会等における旅費及び日当規程

[2021年4月1日から適用]

1. 旅費 [岐阜県内・自家用車利用]

自家用車「運転」の場合のみ支給し、「同乗」の場合は支給しない。

高速料金等は支給しない。

地区	岐阜	西濃	美濃①	美濃②	可茂①	可茂②	東濃①	東濃②	飛騨①	飛騨②
岐阜	500	1,500	2,000	4,000	2,000	3,500	3,500	6,000	6,500	9,500
西濃	1,500	500	3,000	5,000	3,000	4,500	4,500	7,000	7,500	10,500
美濃①	2,000	3,000	500	2,500	1,000	2,500	2,500	5,000	5,000	8,000
美濃②	4,000	5,000	2,500	500	3,500	4,000	5,000	7,000	4,500	5,500
可茂①	2,000	3,000	1,000	3,500	500	1,500	2,000	4,000	5,000	9,000
可茂②	3,500	4,500	2,500	4,000	1,500	500	2,500	3,500	4,000	9,000
東濃①	3,500	4,500	2,500	5,000	2,000	2,500	500	2,500	6,000	10,000
東濃②	6,000	7,000	5,000	7,000	4,000	3,500	2,500	500	4,000	9,500
飛騨①	6,500	7,500	5,000	4,500	5,000	4,000	6,000	4,000	500	5,500
飛騨②	9,500	10,500	8,000	5,500	9,000	9,000	10,000	9,500	5,500	500

* 地区の内訳

岐阜	岐阜市、各務原市、羽島市、瑞穂市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町 揖斐川町、大野町、池田町
美濃①	関市、美濃市
美濃②	郡上市
可茂①	美濃加茂市、富加町、坂祝町
可茂②	可児市、川辺町、八百津町、七宗町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃①	多治見市、土岐市、瑞浪市、
東濃②	恵那市、中津川市
飛騨①	下呂市
飛騨②	高山市、飛騨市、白川村

2. 旅費 [岐阜県外・自家用車利用]

自家用車「運転」の場合のみ支給し、「同乗」の場合は支給しない。

往復距離（1km未満切り捨て）に37円を乗じた額とする。

距離を証明できる書類（ナビタイム等の距離算定ソフト利用）を添付すること。

高速道路等を利用した場合は、高速料金等を支給する。ただし、領収書等を添付すること。

（片道2km未満は支給しない。）

3. 日当

従事時間に応じて、次の日当を支給する。

・ 5時間以上の場合 2,000円

・ 5時間未満の場合 1,000円

・ 「4. 審判費（審判日当）」と重複して支給する場合は、従事時間から次の時間を控除する。

審判業務に要した時間（ゲーム前の準備運動からゲーム後のミーティングまでの時間）

4. 審判費（審判日当）

大会区分において、次の審判費（審判日当）を支給する。

・ 県大会の場合 1試合1,000円

・ 地区、郡市大会の場合 1試合500円

5. 注記

・ 協会業務の途中で、協会業務以外の場所に立ち寄った場合は、旅費を支給しないことがある。

・ やむを得ない場合は前後泊を認める。その場合、前日及び後日の日当は支給しない。